

会長の選考方法等について(未定稿)

基本的な考え方

- ・ 会長が学術的な領域での活動などで必要なリーダーシップを発揮できる環境を整備するため、任期や勤務形態、[P]事務局体制などについて検討する。
- ・ 学術的な領域での活動におけるリーダーシップや、マネジメント面での資質や業績を十分に勘案しながら選考するため、新会員任命直後に総会で投票を行う方法ではなく、より慎重かつ丁寧なプロセスで選出する。

任期	① 3 年 (1 回のみ再任可)	② 3 年 (複数回再任可)	③ 6 年 (再任なし)
勤務形態	非常勤 (常勤とすることができる)		
選考基準	・ 特に優れた研究・業績 ・ 学術的機関の指導的地位における活動実績 (マネジメント、ガバナンス、コミュニケーションを含む) ※ 会員としての活動実績も踏まえて選考することが望ましい		
職務	会務を総理し、学術会議を代表する。会長に事故があるときは、副会長が代行する。		
手続等 ※ 法律で手続きの概要を規定し、詳細は内部規則で定める	会長は会員が互選 会長選考委員会 (仮称) が、新会員内定後、必要な準備を行う 次期会員の中から複数の会長候補者を選定し (5 ～ 6 名 ?)、選定理由を次期会員間で共有 (会長候補者から所信聴取などを行うことが望ましい) 会員の改選後、会長候補者の中から会長を互選 (第 1 回投票) 過半数の得票を得た会長候補者がいない場合、上位 2 ～ 3 名で決選投票 (第 2 回投票) (必要に応じて、各候補者は総会で所信表明等を行う)		

- 前会長は、新会長が選出されるまで会長の職務を務めることとする。
- 会長の任期中に会員としての任期が切れる場合及び定年を迎える場合には、会長としての任期中は会員としての身分を維持できることとする。
- 副会長、理事 (幹事) などの役員は、同一の任期の者が①2/3 ②3/4を超えないこととする。